平成２２年（フ）第１９号
福岡県田川郡福智町伊方3567番地２
債務者　高林須奈雄
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４号
熊本県八代市松江町307番地２－２
債務者　浦田　克美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５８号
大分県別府市朝見１丁目４番13号
債務者　福本　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
大分県別府市平田町18番６号ドミールシャルマンＡ201号
債務者　福本　葉子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６０号
大分県別府市平田町18番６号ドミールシャルマンＡ201号
債務者　福本　幸恵
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
大分県別府市平田町18番６号ドミールシャルマンＡ201号
債務者　福本　弓子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
大分県日田市中津江村栃野2655番地32
債務者　松野ひろみ
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１８１号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅119棟14号
債務者　石野　知子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９８号
宮崎市大字新名爪1938番地
債務者　日髙小夜子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２号
宮崎市江平東１丁目９番６号　松浦アパート２号
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２号
宮崎県西都市大字三納8535番地ロ
債務者　太田由加合（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１号
宮崎県西都市大字三宅4430番地８
債務者　小川由美子（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９号
宮崎市大塚町乱橋4512番地　県営住宅２棟304号
債務者　黒木　亮一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１号
宮崎市川原町６番４号　中上マンション222号
債務者　右松小枝子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１号
宮崎市佐土原町下田島20496番地６　竹井コーポ107号
債務者　伊﨑久仁子（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９号
宮崎県都城市広原町５号６番地
債務者　小山田七代
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４３号
宮崎県都城市高城町穂満坊2553番地　市住54－２－104、住民票上の住所宮崎県都城市高城町穂満坊2553番地
債務者　松田　久子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部